

府 監 第 1 1 3 8 号
平成 21 年 5 月 15 日

請求人 様

大阪府監査委員	梅 本	憲 史
同	谷 口	昌 隆
同	磯 部	洋
同	赤 木	明 夫
同	京 極	俊 明

住民監査請求について(通知)

平成 21 年 3 月 19 日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

- 『1、大阪府の橋下徹知事は、橋下知事が独断専行とも言える状況で、大阪市の平松邦夫市長と交渉し、大阪市港区所在のWTC(大阪ワールドセンタービル、WTCコスモタワーともいう、以下コスモタワーと略称)の買収に向けて契約を進めている。
- 2、コスモタワーは、テクノポート大阪計画で、大島靖市長(1971年(昭和46年)12月～1987年(昭和62年)12月退任)、西尾正也市長(1987年12月～1995年(平成7年)12月)の下に推進され、磯村隆文市長(1995年12月～2003年(平成15年)12月)、関淳一市長(2003年12月～2007年(平成19年)12月)の下でバブル破局後完成した。
コスモタワーは、高さ256m(地上55階地下3階、敷地2万平方メートル述べ床15万平方メートル)の国際交易の拠点ビルとして企画され、ニューヨークの世界貿易連合(WTCA)に加盟する大阪市(港湾局所管)の外部団体株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング(以下、WTC 資本金94億円うち大阪市25億円(26.6パーセント)他三井不動産ら財界出資)が1989年(平成元年)に設立され、高い成長率を見込んで、総事業費1193億円を投じ、1995年(平成7年)に開業したものである。設立以来、WTCには、大阪市の幹部が天下りしていた。しかし、開業時、入居率は33パーセントであった。そして、大阪市が2000年までに自ら行政部局を無理して入居させ、92

パーセントの入居率にしていった。大阪市は空きビル化していたコスモタワーに通常より高家賃で本来予定外の港湾局(1998年)、建設局、水道局(2000年)など19フロアを入れた。

1991年には、バブルのはじけ、大阪市の他の3セク事業(ATC, MDC、WTCとあわせて所管の経済局、経済調整局の頭文字のKをとり3Kといわれる)ともに破綻した。そして、損失を重ねて2002年(平成14年)度にはWTCは236億円の債務超過となっていた。そして、2003年(平成15年)6月に3Kは、大阪市の指示の下、「特定調停」を申立て、2004年2月、市民の反対の声をよそに特定調停を成立させた。

WTCでいうと大阪市が多大な債権200億円のうち、125億円を株式化し、残り75億円を劣後債権化(平成56年3月以後、利率0.03パーセント固定)、平成16年9月末日まで40億円新出資、他の金融機関の債務645億円の元本利息(平成16年3月～56年3月まで分割返済)をWTCが支払えない場合、大阪市がその回収不足分全て損失補償する(なお、大阪市の関係の開発公社も20億円も32～40年返済)負担をし、40年にわたりWTC大阪が銀行に返済を続ける「保証人」となる調停をし、その結果、圧倒的支配株主となっていた。

これは、WTCの「救済」というが、「破綻隠し」であった。

そこで、大阪市民は特定調停による大阪市の過大な追加債務負担と高家賃支払いによる損害賠償請求を求める運動をし、住民訴訟も提起した。その結果、ついに平松邦夫市長(2007年12月～)は次第に特定調停路線からの脱却を政治課題とするようになっていた。

- 3、 1980年代のバブル経済の下での不必要な開発投資は実は大阪府でも岸、山田知事の下でなされ、関西国際空港の前にりんくうタウンやコスモタワーと同じ高さのタワーゲートビル(256m)も、府の外郭団体によって建設された。しかし、1991年以来、破局して太田(斉藤)知事の下で損失処理(破綻処理)が進められた。

ところで、府では府庁舎が古くなり、かねてその対応は問題とされていたが、歴代知事の下で具体化はされず、まして今回WTC移転のような話題は皆無の状況であった。

ところが、橋下知事が平成2008年(平成20年)に就任すると空気感といわれる「思いつき」発想で、コスモタワーへの府庁移転が突然にとびだした。橋下知事は、議会はもとより一般市民の意見を聴くこともなく、コスモタワー処理を考える平松市長と、やれ、百何十億円で買うとか、移転費用はどうするかなど交渉しているのである。橋下知事は思いつくとマスコミ発表を先行させ、議会審議も事後説明するというやり方で進めている。従って、議員らも満足に審議を検討できず、府民もコスモタワーへの移転がそもそも適切なのか、その購入が適切な価格なのか、その他の負担は適正なのか議論も出来ない状況である。

- 4、 今後は橋下知事の独断専行した行為と結果を議会が追認するという局面にもっていこうとされているが、そもそも、どういう府庁舎で位置、建設するのかという大阪府にとって百年の大計ともいえる事案が個人の「空気感」「思いつ

き」で進められているのである。そして、追随しない議員へは「恫喝」といえる手法で橋下知事が進めていくことが予想される。

橋下知事は、そもそも府民全体にとって府庁は何処にどのようなものがふさわしいかという事前検討は全くしていない。地方自治法4条により「事務所」（府庁）の「位置」の変更は「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公との関係等について、適当な考慮が払われなければならない」し、これは「出席議員の三分の二以上の同意」による条例によることとなっている。大阪府民にとって現在の大阪府中央区谷町、本町地区の現府庁より港区のコスモタワーが不便ということははっきりしている。また、現庁舎をどうするかについても決まっていなところか、審議さえろくに出来ていない。そもそもコスモビルは地盤沈下（4年間で13、8センチメートル）し、大地震、津波、台風、高潮など考えると移転をやめるべきと、警告する防災専門学者（河田恵昭 京大防災研究所巨大災害研究センター教授）の声もある。これらの検討も無視し、安全性適合性は全く検討されていない。

橋下知事の関心には将来の道州制導入を見越した州都構想もあるといわれるが、近畿2府3県は合意しておらず、京都、滋賀、奈良などはむしろ道州制を受け入れても、州都は「けいはんな地区」こそふさわしいと提案することも考えられる。もとより、「スーパー都市構想」を進める大阪市とは一致しない。

- 5、民主主義の原理によれば間接民主主義の下でも想定される案について、事前にさまざまな角度から検討し、その良否、利点、不利点を現在と将来を見据えて検討することが必要である。事前のアセスメントといわれる資料も加えて、議会等審議を尽くし、市民参加の下に慎重にすることが、憲法92条の地方自治の本旨の下の知事の職責である。

そもそも、橋下知事も民意尊重といって、知事に当選したのであった。民意尊重とは事後追認のことではない。マスコミの寵児でもあった氏は、その話題づくり、そのスタイルから旧来の役人政治にうんざりしている市民から好人気を得ているが、本件は地場製品の宣伝とは異なり、その人気に乗って決めてしまうようなテーマや対象ではそもそもない。

- 6、コスモタワーの買い手の現在の橋下知事とその売り手側の平松市長が、私的にビルを売り買いするがごとき条件交渉の前に大阪府知事としてやるべきことがあるのである。この点、橋下知事は企業のやり手社長のように振舞っているがこれは誤りである。

地方自治法に定める原則からいうと

〔1〕「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保」

（1条）の民主性の喪失

〔2〕「地方自治の本旨に基づき、かつ国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたもの」（2条11項）の未検討

〔3〕「その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（14項）ことの未検討

〔4〕「常に組織、運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」（15項）こ

との未検討

さらに、地方財政法8条に定める「財産の管理及び運用の原則」からいうと、大阪府の危機財政の下での府庁のコスモ移転の位置付けをはっきりしなければならない。

- 7、 手続としても橋下知事は、執行機関の長として「事務を誠実に管理する義務がある」(138条の2)と、議会はもとより府民に対し、自らの行為対象について、事前に十分な説明責任を負う。府庁舎の建設移転のごときテーマは民間企業が破綻したビジネスビルをどう安く買うことができるかどうかに取り組むこと自体誤りである。これは知事としての誠実義務に反している。橋下知事は議会よりもマスコミ操作に長けたタレントであるが、その場その場の人気役者のように振る舞い行動することは慎むべきである。
- 8、 内容的に視ても府行政部門の一部をコスモタワーに移転できても全てを移せない。さらに、現在、大阪市にすでに生じているようにコスモタワー移転後の市民サービスの大幅低下はどうするのか全く検討外である。もちろん、議会はコスモタワーには移転不能である。この点も全く不明である。そもそも府の行政部門のどれだけをどう移転するのかさえ構想すらないのである。かかる状況での府庁舎としてのコスモタワー購入そのものは違法である。
- 9、 よって、現状での請求人らは、前記、憲法92条、地方自治法1条、2条、4条、138条の2、地方財政法8条等に違法する橋下知事の独断専行のかかるコスモタワーの買収行為の差し止めを求めるものであり、地方自治法242条に基づく住民監査請求をする。

添 付 書 類

1. 証拠資料 新聞記事外 』
なお、上記の証拠資料は、添付されていない。

第2 地方自治法第 242 条第1項の要件に係る判断

1 地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実(以下「財務会計行為等」という。)について、その監査を行い、非違の防止・是正の措置をとることを監査委員に請求する権能を認めたものである。また、同項では当該請求は財務会計行為等がなされることが相当の確実さをもって予測される場合にもできる旨規定している。

このことから解釈すると、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等が存在しない場合又はなされることが相当の確実さをもって予測できない場合には住民監査請求の対象が存在しないことになるため、その要件を欠くものといふべきである。

2 本件において、請求人らは、大阪府知事が大阪市住之江区所在の大阪ワールドトレードセンタービルディング(以下「WTCコスモタワー」という。)の買収をすることが憲法第92条、地方自治法第1条、第2条、第4条及び第138条の2、地方財政法第8条等に反し違法であると主張している。

3 しかしながら、WTCコスモタワーの買収行為は、平成21年大阪府議会2月定例会において、関連する予算案及び条例案が否決されていることから、本件請求の対象となる財務会計行為等は未だ存在していない。

また、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合とは、当該行為がなされるおそれが存在する場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけではなく、その可能性、危険性等が相当の確実さをもって、客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指すと解されているところ、平成21年大阪府議会2月定例会において、関連する予算案及び条例案が否決されていることから、当該具体性を備えている場合には該当しない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない不適法な監査請求であるから却下する。